入札参加業者資格適合表

申込業者	00-75-		+==			
	〇〇工務店	××組	△△建設			
地十白边汁板怎么笑。107名,第17日第17日第17日	該当しない	該当しない	該当しない			
民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は 申立てをなされていない者であること。	該当しない	該当しない	該当しない			
会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。(以下「更生手続開始の申立てという。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。	該当しない	該当しない	該当しない			
一般競争入札の公告の日(以下「公告の日」という。)までに、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類(以下「業種」という。)のうち発注工事に対応する業種(以下「対応業種」という。)について、同法第3条第6項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を公告の日までに受けた者であること。	平成〇年〇月〇日 大臣 特一〇 第〇〇号	平成〇年〇月〇日 大臣 特一〇 第〇〇号	平成〇年〇月〇日 大臣 特一〇 第〇〇号			
対応業種について、入札日から1年7ヶ月以内の審査基準日 とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(以 下「経営事項審査」という。)を受けていること。	審査基準日 平成〇年〇月〇日	審査基準日 平成〇年〇月〇日	審査基準日 平成〇年〇月〇日			
入札参加募集の公告の日から入札を実施する日までの期間において建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者。(行政処分等とは、建築業法に基づく営業停止の他、「大阪府建築工事等入札参加停止要綱」による入札参加停止等の措置をいう)	受けていない	受けていない	受けていない			
入札を実施する前に、法人等に対して建設工事費を提示し、 又は、建設工事費について交渉を行うなど、正常な一般競争 入札の執行を妨げる営業活動等を行うおそれがない者。	該当しない	該当しない	該当しない			
当法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族。以下「親族等」という。)が役員に就いている業者など、当該法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でない者。	該当しない	該当しない	該当しない			
対象工事に係る設計業務等の受注者でなく当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。	該当しない	該当しない	該当しない			
建築工事一式に係る経営事項審査の結果の総合評定値(P 点)が700点以上で、資本金が40,000千円以上の者。(入 札参加資格登録時の総合評点とすること。)	総合評定値(P点) 〇〇〇点 資本金 〇〇〇〇千円	総合評定値(P点) 〇〇〇点 資本金 〇〇〇〇千円	総合評定値(P点) 〇〇〇点 資本金 〇〇〇〇千円			
大阪府補助金交付規則第2条第2号イ~ハに定める要件(暴力団関係者等)に該当しない者。	該当しない	該当しない	該当しない			
大阪府内に本支店を有する者。	該当する	該当する	該当する			
総合適否	適	否	適			
	件 地方自治法施行令第167条の第4第1項又は第2項に定める要件に該当しない者。 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立でをなされていない者であること。 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により変なが前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。(以下「更生手続開始の申立てと合む。(以下「更生手続開始の申立でを含む。(以下「更生手続開始の申立でを含む。(以下「更生手続開始の申立でをなされていない者であること。 一般競争入机の公告の日(以下「公告の日」という。)までに、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類(以下「業種」という。)のうち発注工事に対応する業種(以下「対応業種」という。)のうち発注工事に対応する主でに受けた者であること。 対応業種について、入札日から1年7ヶ月以内の審査基準日とする建設業法(昭和24年法律第100号)別表第一の計画を公告の日までに受けた者であること。 対応業種について、入札日から1年7ヶ月以内の審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていること。 入札参加募集の公告の日から入札を実施する目までの期間において建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者。(行政処分等とは、建築業法に基づ(営業停止の他、「大阪府建築工事等入札参加停止要綱」による入札参加停止等の措置をいう。)が役員に就いている業者な、当該法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でない者。 当法人の理事長又は理事若と(はこれらの者の親族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族。以下「親族等」という。)が役員に就いている業者な、当該法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でなく当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。 建築工事一式に係る経営事項審査の結果の総合評定値(P。)。)が700点以上で、資本金が40、000千円以上の者。(入札参加資格登録時の総合評点とすること。) 大阪府補助金交付規則第2条第2号イ~ハに定める要件(暴力団関係者等)に該当しない者。	使用	件	件	中生	### A A A 全種数